

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年11月21日

甲 ふじみ野市長 高畑 博

乙 ふじみ野市内郵便局代表
日本郵便株式会社 上福岡郵便局長

金子 清治